

## 第19回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年 2月12日(火) 午後2時00分から3時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	7	吉田 新太郎	委員	16	林田 清光
委員	8	森地 隆照	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	6	葛原 準子			

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 3番 川村 克己 委員

議席 5番 山下 年数 委員

## 8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第91号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第92号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第94号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

○議案第95号 大阪国税局の公売に係る農地買受適格証明書交付の専決処理について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○副会長報告事項

○広報編集委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者 4名

事務局長 西出 幸司

局長補佐 松井 章

局長補佐(農地係長) 宿谷 辰夫

農政係長 石山 善栄

## 10. 会議の概要

- 事務局長 只今より、第19回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。  
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。  
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 【1月28日に『農地利用最適化推進施策に関する意見書』を市長に提出した】  
【平成31年度に向けた農林水産関係予算の状況について】  
【平成30年度の活動計画に基づく進捗を精査する時期となったので、今後、役員会等を通じて事業精査を行いたい】
- 事務局長 北田会長、ありがとうございます。  
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は、議席6番 葛原準子委員の1名で、議席4番 西田くみ子委員より遅参の届出があります。  
よって、本総会の只今の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。  
議席順に、議席3番 川村克己委員と、議席5番 山下年数委員を指名いたします。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第91号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
まず、3条調書 整理番号24番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人と譲受人は親子ですが、譲渡人が高齢になり今後は譲受人が経営者となるため、贈与による所有権移転申請を行われました。  
なお、本申請による所有権移転後も、譲受人の甲賀市内の耕作面積は3,310㎡で5,000㎡に届きませんが、日野町でも同様に贈与での所有権移転を申請されており、合算した耕作面積は10,352㎡となります。  
譲受人は現在、土山町大野地先及び日野町で譲渡人の水稻耕作の手伝いをされており、申請地では引き続き水稻を耕作される予定です。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号24番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 1月9日に現地確認し、問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号24番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号24番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号25番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲渡人は県外在住で、耕作が困難であることから申請地の近隣に住む譲受人に相談されたところ、所有権の移転に合意され、売買による所有権移転申請を行われました。  
譲受人は現在、水稻及び野菜を耕作されており、申請地では野菜の耕作を行われます。  
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号25番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 1月14日に、三雲推進委員と共に現地を確認しました。  
申請地は譲受人宅に隣接し、数年前から譲受人が管理しておられるため問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号25番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号25番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、議案第92号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、整理番号24番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地です。  
申請者は長年に渡り土地3筆を宅地として利用されてきましたが、今回1筆の地目が農地であることが判明したとして、転用申請をされたものです。  
雨水は暗渠水路や排水管を通じて既設側溝へと排出されているため、周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議長 ありがとうございました。  
整理番号24番につきましては、議席1番 小倉委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 顛末案件ではありますが、農地法が定められる昭和27年以前から家が建っています。  
今回、売買を検討されて調べられたところ、地目が農地であることが判明しました。
- 議長 続いて、区域番号12番 谷川推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 小倉委員の説明どおりで、補足説明はありません。
- 議長 ありがとうございました。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号24番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号24番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号25番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。  
申請者は会社員であり、仕事をしながら全ての農地を耕作することが困難なことから、また、クリーンエネルギーの普及に関心があったことから、太陽光発電施設の設置を

計画され、転用申請がありました。

計画によると、敷地面積1,532㎡のうち794㎡の範囲について一部転用され、現状の地盤高に太陽光パネル243枚、49.5kWを打ち込み鋼管により設置されます。雨水排水は敷地内の自然浸透排水により処理され、容量を超える場合は西側既存側溝に放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。

整理番号25番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 申請地は10年近く不耕作ですが、年2回程度耕うんして保全管理されてきました。今回、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図られます。雨水は地下浸透ならびに市道の側溝に排水されるため、周囲への影響はありません。地元の了解も得られており、現地を確認した結果許可相当と判断しました。

議長 続いて、区域番号18番 頓宮推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 田畑委員の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。

只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号25番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号25番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号26番について審議いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。

申請者は、昭和55年から農家住宅等で土地5筆を宅地として利用されてきましたが、今回、その内2筆の地目が農地であることが判明したとして転用申請されたものです。雨水は既設側溝へと排出され、汚水は公共下水道に接続されているため、周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。

整理番号26番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

- 担当農委 宅地の中にある農地のため周辺農地への影響もなく、許可相当と考えます。  
現地確認は、1月14日に松原推進委員と共に行いました。
- 議 長 続いて、区域番号24番 松原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 屋敷内の畑であり隣接する農地もありませんので、問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、  
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号26番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号26番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」  
を議題といたします。  
最初に、整理番号61番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある  
農地転用が可能な第3種農地です。  
譲受人は、再生エネルギー事業を社業の一つとされており用地を探しておられたところ、  
労働力不足で耕作が困難な譲渡人と折り合いがつき、売買により転用されます。  
申請地の東側には既に太陽光発電施設が設置されており、またやや高台で周囲に障害物  
がないため、適地と判断されたものです。  
計画によると、ほぼ現状の地盤高のまま、太陽光パネル164枚、27.5kWを  
打ち込み鋼管により設置し、パワーコンディショナー5台を設置されます。  
雨水は既存の排水路に放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はない  
ものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号61番につきましては、議席16番 林田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請地の東側にも3年前に太陽光発電が設置されており、今回はその残地への設置です。  
特に問題はないと考えます。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号1番 宿谷推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 補足説明はございません。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号61番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号61番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号62番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は農用地区域内の農地であり原則許可できませんが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合は例外的に許可が可能です。  
譲受人は甲賀市長です。  
小学校の校舎大規模改造工事に当たり、グラウンドに仮設校舎を建築し既存校舎周辺には工事のための仮設足場を設置することから、小学校の敷地全体が非常に狭くなり、仮設工事ヤードを構外に設けざるを得なくなったことによる申請です。  
施工場所近辺において、申請地が安全に出入りできる唯一の場所であるとして、譲渡人2名の協力を得て使用貸借により、2年間の一時転用を行うものです。  
また、全体で5,741㎡のうち、学校側の963㎡の部分のみの一部転用です。  
計画によると、転圧のうえ整地を施し、駐車スペース30台分等を設けます。  
排水は自然浸透にて処理するため、今回の転用による被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号62番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 申請地の半分は小学校の菜園に使用されていますが、残りの土地は荒廃しています。  
隣接する農地も荒廃しており、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
転用目的も、隣接する小学校の大規模改修工事の駐車場と資材置場としての利用で、工事期間中の児童や教職員の安全確保のための適地は他にないと判断しました。  
以上から、この申請に対する許可は妥当だと判断しました。

議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号6番 西田推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 特に補足説明はありません。



- 議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号62番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号62番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号63番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地です。  
譲受人は譲渡人の子とその配偶者であり、現在は市内の賃貸アパートにお住まいですが、将来のことを考慮し、申請地を適地として、一戸建て住宅の建設を計画されました。  
計画によると、既存の倉庫を取り壊して盛土し、一般住宅を建築されます。  
汚水は公共下水道に接続、雨水は一箇所に集めて既設側溝を利用し放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えます。
- 議長 ありがとうございます。  
整理番号63番につきましては、議席4番 西田委員が遅参のため、また、村山推進委員が欠席のため、事務局より委員の意見説明をお願いします。
- 事務局 西田委員より意見書をいただいておりますので朗読します。  
子供夫婦が親の面倒を見るために、農地を転用し一般住宅を建てられます。  
地域としても大変ありがたいことだと考えております。  
周辺農地への影響もありませんので、許可相当と認めております。  
  
また、村山推進委員からも補足説明をいただいておりますので朗読します。  
申請地については、地域の農地利用の最適化に影響はなく、異議はありません。
- 議長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号63番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号63番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号64番について審議いたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。譲受人は譲渡人の子です。  
先月、隣接地番で譲渡人の孫が一般住宅を建てる目的での転用申請がありましたが、その際、今回の申請地の地目が農地であることが判明し、改めて申請されたものです。農業用倉庫とカーポートを設置されますが、雨水は敷地西側の素掘りの水路にU字溝を入れ放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えます。

議 長 ありがとうございます。  
整理番号64番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 約半世紀前に倉庫が建てられておりますが、周辺への悪影響は出ていません。

議 長 ありがとうございます。  
続いて、区域番号36番 田中推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 福永委員の説明どおりで、特に補足説明はございません。

議 長 ありがとうございます。  
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号64番について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号64番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、議案第94号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
なお、議席3番 川村委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限規定により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【川村委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は231件です。借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりです。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数225名、借り手は実人数10名、面積は1,027,428.4㎡です。なお、借り手のうち1名は農地中間管理機構であり、貸し手から農地を借りられた後、地域の担い手へと農地を集約されます。次に、所有権移転の合計の売り手及び買い手の人数は3名、面積は28,622㎡です。以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第94号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。よって、議案第94号については原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。

それでは、川村委員の入室、着席を求めます。

【川村委員 入室・着席】

議長 続きまして、議案第95号「大阪国税局の公売に係る農地買受適格証明書交付の専決処理について」を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今般、大阪国税局徴収部から競売の実施通知がありました。競売物件は農地であり、入札当日に「農地買受適格証明書」の提出が必要となるため、主に農業を営んでいる農業者が参加対象になると思われれます。農地買受適格証明書は、当該農地を買受けるのに適格かを判断するものであるため、農地法第3条ならば申請者の営農状況等を、また、第5条ならば転用計画の内容等を、適格証明の申請時に審査することとなります。本議案については、入札に参加する者への農地買受適格証明書の交付について、会長の専決処理とすることを、ご審議いただくものです。入札が平成31年3月1～8日と定められているため、適格証明書の申請については、農業委員会事務局の執務時間内であれば随時受け付けることとなります。また、適格証明書交付の専決処理の状況については、直近の総会で報告いたします。

農地法第3条または第5条許可については、買受人からの許可申請書が提出されてから、改めて農地法第3条第1項、または第5条第1項の規定による許可申請審議として、通常の議案同様に、総会でご審議いただくことになることを申し添えます。

議長 ありがとうございます。  
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第95号について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第95号については原案のとおり可決し、証明書交付につきましては専決処理することといたします。

議長 続きまして、報告案件に入ります。  
**報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」**事務局の報告を求めます。

事務局 今月の農地法第4条の届出は1件で、届出者の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、調書のとおりです。  
内容は、駐車場が1件です。

続きまして、第5条の届出は9件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、調書のとおりです。  
内容は、分譲宅地が4件、太陽光発電施設が4件、放課後デイサービス施設が1件です。

議長 ありがとうございます。  
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。  
なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せつかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦休憩を取りたいと思います。  
ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。  
最初に、**報告事項 1 の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 **【委員農地パトロールの結果について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 2 の「広報編集委員会報告事項」**について、  
山下委員長よりお願いいたします。
- 山下委員 **【第 3 回広報編集委員会の開催について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 3 の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**  
**【農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について】**  
**【平成 30 年 農地賃借料情報の提供について】**  
**【甲賀地域農業者のつどいの資料配付について】**  
**【第 20 回総会について】**
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。  
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等が  
ございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして本総会の議事は、全て終了しました。  
ご審議いただき、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、第 19 回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、  
田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 副会長 **【閉会挨拶】**

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_